

## 「令和7年度 八尾市食品衛生監視指導計画(案)」に対する 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「令和7年度 八尾市食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。  
ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

(1) 意見募集期間 令和7年2月7日(金)～令和7年3月7日(金)

(2) 提出者数及び意見数

提出者数 (者)	意見数 (件)	意見の種類	
		計画の記載事項に 関する意見・提言	その他の意見・ 要望
1	2	1	1

(3) 意見の概要と市の考え方

項目	市民意見の要約	市の考え方
1 第7 関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事項	「2、市民への情報提供」の中に、子どもに対する食品衛生教育を望みます。	「3、消費者への食品等による危害発生防止のための情報提供」に消費者への衛生教育についての記載があります。食品衛生について、子どもから大人まで幅広い年代にわかりやすく情報提供するよう努めます。
2 その他	災害時における食品衛生のあり方の項目も望みます。	八尾市地域防災計画において災害時の食品衛生管理について定められています。有事の際はもとより平時から、関係機関と連携して取り組んでまいります。